

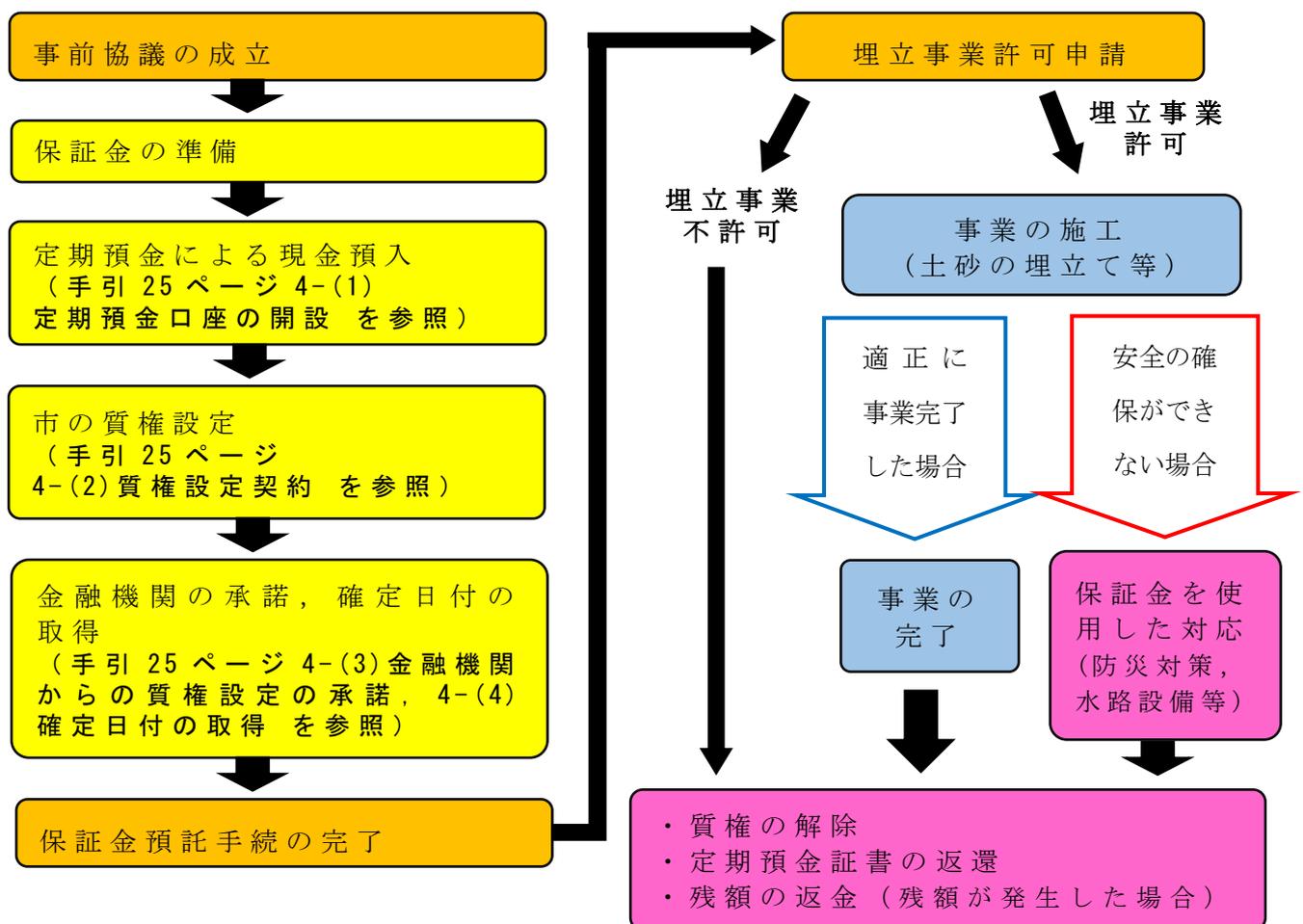
# 土砂等埋立事業保証金制度について

## 1. 保証金制度の概要

平成27年3月25日の条例改正から、一部の埋立事業を対象に、保証金の預託制度が導入されました。事業者は、埋立事業の許可申請の前に、埋立事業に要する土砂等の量に応じた金額を保証金として預託する必要があります（1m<sup>3</sup>あたり200円）。

土砂等の埋立て及び盛土による造成工事が許可されてから完了するまでの間に、土砂等の崩落や流出による災害等が発生するおそれがあると柏市が判断し、事業者に災害防止措置等の履行指示をしたにもかかわらず履行しない場合、柏市が当該措置を代執行し、当該措置費用を保証金で充当し災害を未然に防ぎます。

## 2. 埋立事業事前協議の成立から保証金手続の完了までの流れ

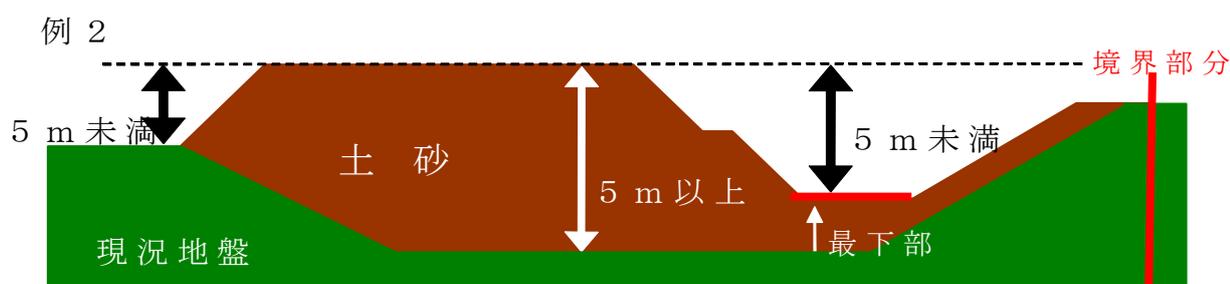
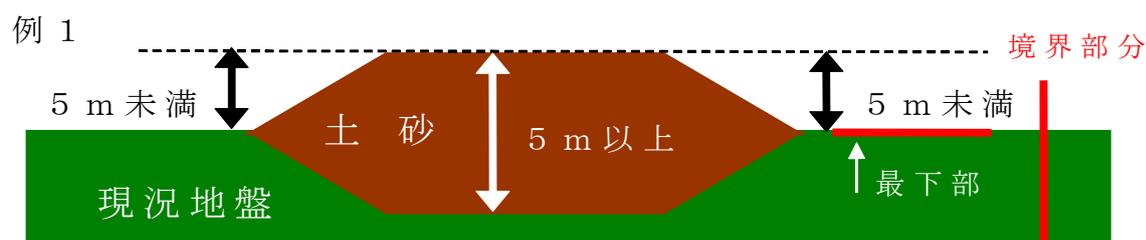


※ 保証金手続の具体的な方法については、柏市土砂等埋立て等規制条例の手引 24～25 ページをご確認ください。

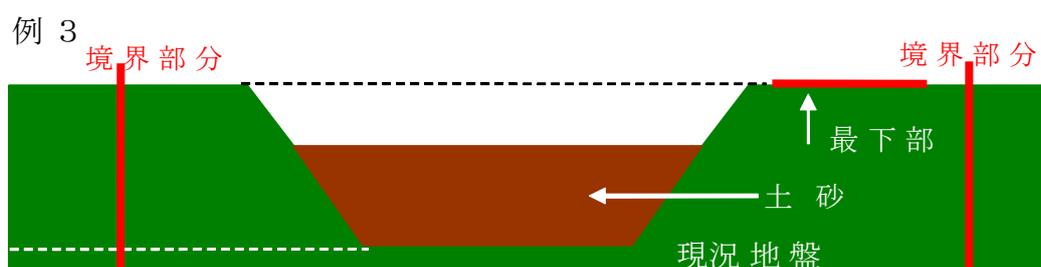
### 3. 次のような埋立事業の場合は保証金預託の対象外になります

原則として、埋立許可事業では事前協議終了後から許可申請までの間に保証金預託手続を完了していただくこととなりますが、次のような場合は保証金預託の対象外になります。

土砂等の堆積の構造の最上部と埋立事業区域の土地と当該土地に隣接する土地の境界部分の最下部（当該土砂等の堆積により生じる法面の最下部が当該境界部分の最下部より低い場合は、当該法面の最下部）の高低差が5 m未満の場合 【条例第33条の2第1号】



土砂等の堆積の構造の最上部が当該埋立事業区域の土地と当該土地に隣接する土地の境界部分の最下部より低い場合 【条例第33条の2第2号】



※ 計画している事業が保証金制度の対象外か不明の場合は、柏市産業廃棄物対策課窓口へお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

柏市役所本庁舎 4階 産業廃棄物対策課

TEL 04-7167-1696 (直通)

FAX 04-7163-3728

URL <https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/environment/haikibutsu/dosha/index.html>